

第3 重点的・優先的に取り組むべき事項（戦略的プラン）

都では、従来より食品の安全を確保する施策は、その時々課題に的確に対応すべく策定され、着実に推進されてきたところであり、これらの施策を、本計画では、総合的な体系として基本的プランで示すこととした。

一方、BSE問題に端を発した一連の食品の安全を揺るがした事件を契機に、わが国では「リスク分析」の考え方を導入した食品安全基本法が制定されるなど、食品の安全確保に対する考え方が一新された。

都においても、このような考え方を取り入れて食品安全条例を制定し、その中で、特に事業者責任の明確化、リスク分析の考え方に基づく未然防止策、食品の安全・安心に対する理解を深めるためのリスクコミュニケーションの必要性など、新たな食品安全確保対策の基本的な方向性を明らかにしたところである。

このようなリスク分析の考え方や食品安全条例に示された基本的な方向性に照らして、現状の課題を分析すると、「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」、「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」、「関係者による食品の安全に関する共通認識の醸成」が都における当面の重点課題であると考えられる。

本計画においては、こうした「重点課題」を効果的に解決するための対策を「戦略的プラン」と位置づけ、今後、5年間で取り組むべき具体的な計画を策定して、積極的な推進を図っていくことが必要である。

これらのことを踏まえて、都が取り組むべき重点課題及び戦略的プランは、次のように整理されるものとする。

1 現状を踏まえた重点課題

(1) 事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立

食品の安全確保は、事業者が第一義的責任を有していることを認識し、その責務を遂行することにより、推進されなければならない。このため、生産から販売にいたるすべての事業者が、自主的な安全確保や生産情報の提供などを積極的かつ継続的に進め、都民の信頼が得られるような施策を重点的に展開していく必要があると考える。

① 衛生水準と事業者の社会的信頼の向上

事業者による自主的な衛生管理に関する取組は、都民から見えにくく、評価される機会が少ないのが現状である。このため、事業者の自主的な取組により衛生管理が向上し、その努力が客観的に評価され、社会的信頼が得られるような施策を推進していく必要がある。

② 都民の安全・安心の実感

都内で消費される食品の多くは、他の県や国外で生産・製造されたものであり、都民にとって生産者・製造者と顔が見えない関係であることが、食に対する不安や不信の要因の一つにもなっている。

こうした状況の中で、都民が安全・安心を実感できるようにしていくためには、食品の生産・製造方法などの情報を積極的に提供しようとする事業者を、都民が容易に知ることのできる制度の普及を推進する必要がある。

(2) 未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

都における食品の安全確保は、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」ために実施されなければならない。このため、食品による健康への悪影響の未然防止や、事件・事故が発生した際の拡大防止の観点から施策を進めることが重要であると考えられる。

① 的確な情報収集と適切な対応

健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、食品の安全に関する情報を収集し、適切に評価したうえで、その結果を速やかに施策へ反映させるシステムの整備と時期を逸することなく都民に情報提供することを、基本的な事項として推進することが重要である。

② 顕在化しているリスクへの迅速な対応

食品による健康への悪影響が発生した場合に、原因究明や有害食品の排除など、迅速な対応により被害の拡大を最小限にとどめることは、大消費地である東京においては重要課題であり、事故発生時の体制整備の強化が不可欠である。

また、健康被害との関係が報告されるなどリスクが顕在化している“いわゆる健康食品”については、重点的に安全対策を講じていく必要がある。

③ 効果的な検査、監視等の実施

現在、カロリーベースで6割を占めるにいたった輸入食品の増加や法改正による規制強化により、都が実施する安全を確保するための検査、監視等の対象も増大している。

このため、今後、都が食品の安全確保を推進する上で、輸入食品をはじめ広域に流通する食品に対する効果的な検査、監視等の実施が不可欠であり、特に平成18年までに実施される農産物の残留農薬基準等の改正（ポジティブリスト化）に対応した効果的な検査、監視等の実施は、当面の重要課題である。

また、農水産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなくそれらを使用する加工食品の安全確保に寄与することとなることから、食品の生産から消費に至る一貫した安全確保対策として、生産や採取段階における農薬等の適正使用などの対策は効果的な施策として積極的に推進する必要がある。

(3) 食品の安全に関する共通認識の醸成

今後の食品安全行政は、リスク分析の考え方に基づき進められる。なかでも、関係者間のリスクコミュニケーションは、そのひとつの構成要素であり、都民に身近な自治体として、積極的に推進していく必要があると考える。

① 食の安全に対する理解と情報共有化の推進

食品の安全を確保するうえで、都、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことが最も重要なことである。こうした関係を築いていくため、まず、都民一人ひとりが、食の安全について正しく理解し考えることができるよう学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要がある。

また、関係者が相互理解を深めるためには、情報の共有化が不可欠である。都民が食品に関する情報を得るうえで、最も身近な制度である「食品表示制度」を活用することで、正確な情報の記載と都民による正しい理解を推進し、情報の共有化の観点から有効に制度が機能する施策を進めていく必要がある。

② 共通認識と合意形成の推進

関係者の相互理解と協力を進めるためには、行政や事業者が一方的な情報提供を行うだけではなく、関係者間で相互に情報や意見の交流を行い、共通認識や施策に対する合意形成を図っていくことが必要である。

現在、様々な実施主体により“リスクコミュニケーション”の取組が進められているが、その中には、単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものも見受けられる。

こうしたことから、都としてリスクコミュニケーションのあり方を検討し、関係者間での共通認識の醸成と信頼関係の確立に向けた効果的な施策を展開していく必要がある。

2 戦略的プラン

都における重点課題を踏まえ、本計画においては、①安全な食品と安心を供給するプラン、②悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン、③安全をみんなで考え創設するプランの三つの戦略的プランを示し、計画の実施期間である5か年の間に具体的な成果が得られるよう、着実な推進を図るべきと考える。

(1) 安全な食品と安心を供給するプラン

自主的な安全管理への取組や、食品の安全に関する情報提供など、食品安全条例に掲げる事業者責務の遂行を促進する。また、そうした事業者の自主的な取組や生産情報を都民に提供する制度の普及を図り、都民が安心して食品を消費できる環境を整備する。

プラン1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実

衛生管理が都の定める基準を満たしていると認められる施設を認証し、広く都民に公表する制度である「食品衛生自主管理認証制度」の充実を図っていく。

【具体的な施策】

- 認証の対象となる業種の拡大を図る（認証基準の設定を行う）
- 事業者・都民への制度の周知、普及を図る
- 認証を行う指定審査事業者への指導により制度の適正運用を図る

プラン2 東京都生産情報提供食品事業者登録事業の促進

食品の生産情報の提供に積極的に取組む事業者とその食品を登録するとともに、食品に登録マークを表示することで都民が食品を購入する際の目安を提供する「生産情報提供食品事業者登録制度」の推進を図っていく。

【具体的な施策】

- 登録事業者数の拡大を図る
- 事業者・都民への制度の周知、普及を図る
- 他団体及び関東近県で実施されている同事業との相互認証など、連携を推進する。

(2) 悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン

健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品の生産から消費に至る各段階において、食品の安全確保に関する情報を集積し、評価し、速やかに施策に反映させていく。また、重大な健康被害のおそれが発生した場合において迅速・的確に対応できる体制を確立する。さらに、法違反や有害な食品等に関する情報提供により、都民の合理的な消費行動を醸成する。

プラン3 食品の安全に関する情報の収集、情報の評価及び施策への反映

食品の安全性に関する国内外の情報を広く収集及び整理し、科学的な知見に基づく分析を行う。さらに、その結果を踏まえ、重点監視や都民への情報提供など健康への悪影響の未然防止策を進める。

【具体的な施策】

- 食品の安全に関する情報を収集、整理し「食品安全リポート」の定期的な公表を行う。
- 食品の安全に関する各種調査研究の推進を図る。
- 収集された情報について「東京都食品安全情報評価委員会」により、科学的知見に基づいた評価を行う。
- 東京都食品安全情報評価委員会の評価結果などを踏まえ、未然防止に必要な施策を実施する。また、健康への悪影響の蓋然性・重大性の観点から迅速かつ的確な調査が必要とされる場合には、食品安全条例に基づく「安全性調査」を実施する。

プラン4 全庁的な危機管理体制の強化

すでにマニュアル化されている大規模食中毒の発生時やBSE発生時の対応に加え、今後予測される食品の大規模事故等の発生時に備えた危機管理体制を構築し、事件・事故発生時において健康被害等の拡大防止を図る。

【具体的な施策】

- 食中毒調査マニュアルなど既存のものに加え、重大かつ大規模な事件・事故発生時における対応マニュアルを整備する。
- 新たな危害の発生等、状況の変化に応じたマニュアルの見直しを行う。

プラン5 輸入食品の安全確保対策の充実

広域かつ大規模に流通する輸入食品の安全確保対策の充実を図る。

【具体的な施策】

- 輸入食品専門監視班（健康安全研究センターに設置）による監視指導の実施
- 放射線照射食品の検査法開発など、諸外国での生産・製造情報に基づく効果的な検査の実施

プラン6 農産物の生産段階における指導の充実

食品の安全管理のスタート地点である農林水産物の生産・採取段階において、確実かつ着実な安全管理手法の導入を図ることにより、生産から消費まで一貫した安全確保を推進する。

【具体的な施策】

- HACCPの考え方を取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成とその普及を図る。

プラン7 効果的な検査、監視指導の実施

平成18年までに実施される農薬及び動物用医薬品のポジティブリスト化にあわせて効果的な検査、監視指導を実施する。

【具体的な施策】

- 輸入食品をはじめ使用されている農薬など生産情報の収集を図る。
- 生産情報に基づき重点的に検査すべき農薬等を選定するなど、効果的な検査を実施し、違反食品等の排除を図る。

プラン8 いわゆる健康食品の安全対策の充実

近年、健康被害の事例が多数報告されている「いわゆる健康食品」に対する取組を推進し、法令に違反するものなど不適切な製品の排除を図る。また、都民に正しい情報・知識を普及することにより、被害の未然防止を図る。

【具体的な施策】

- 試買調査の実施による法違反品の摘発、排除を図る。

- 調査結果や健康被害発生状況などの情報提供により、都民への注意喚起を行うとともに、都民が合理的な商品選択ができるよう、正しい知識の普及啓発を図る。
- 健康食品を取扱う事業者への講習会を実施し、法令等の周知を図る。

(3) 安全をみんなで考え創設するプラン

食品の安全に関する教育や情報の共有化を推進し、リスクコミュニケーションを実施するための基盤づくりを進める。また、さまざまな手法によるリスクコミュニケーションの試行を通じて、都・都民・事業者が食品の安全に関する共通認識を醸成し、安全確保に向けて相互に協力しあえる基盤を整備していく。

プラン9 リスクコミュニケーションの推進

都・都民・事業者など関係者により、食品の安全に関する情報・意見の交流を通じて共通認識と合意形成を積重ねていくための手段である「リスクコミュニケーション」を推進する。

【具体的な施策】

- 都民、事業者等関係者により、都におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討する。
- あり方の検討結果を踏まえたリスクコミュニケーションのパイロット事業を実施する。
- パイロット事業の結果検証を踏まえたリスクコミュニケーションの推進を図る。

プラン10 食品の安全に関する「食育」の推進

関係者によるリスクコミュニケーションを進めるためには、都民一人ひとりが食品の安全について考えることができる環境が整っていることが必要である。こうした環境を整備するため、食品の安全に関する「食育」の推進を図る。

【具体的な施策】

- 関係各局の連携により、地域・学校・家庭における食品の安全に関する食育

の推進を図る。

プラン11 情報の共有化の観点から「適正な食品表示の推進」

食品表示は、食品の安全に関する情報を共有するための、有効な手段である。そのため、事業者から正確な情報が発信されるとともに、都民がその内容を正しく理解することが必要である。

そこで、事業者に対する法を遵守した適正表示の推進と、都民に対する表示の正しい知識と理解を促進するための施策を進めていく。

【具体的な施策】

- 講習会等を通じて、各事業施設で適正表示推進の“核”となる人材を育成する。
- 都民への食品表示の意味や意義に関する普及啓発を推進する。